

報道発表資料の配付日時 5月8日(水) 14時

発表項目 (行事名)	「住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者向け講習会～道内民泊の安全・安心の確保に向けて～」の開催〔5/21(火)〕について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>◎ 民泊は、増加する観光客に対応する宿泊施設の確保だけでなく、地域のくらしや文化、住民とのふれ合いなど、多様な観光ニーズに応える新たな受け皿としても期待されています。</p> <p>◎ 本年度内では、ラグビーワールドカップ2019、G20観光大臣会合など、大規模なスポーツ大会や国際会議の開催が予定されており、国内外からの観光客のさらなる増加が予想されることから、道内民泊事業者等のさらなるレベルアップ、ひいては住民や利用者の安全・安心の確保を図るため、道では、札幌市及び北海道開発局と連携し、住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者を対象とした講習会を開催いたします。</p>		
	開催日	5月21日(火) 13時～16時(受付開始12時半より)	
開催場所	「かでの2・7」4階大会議室(札幌市中央区北2条西7丁目)		
主催	北海道観光局・札幌市観光・MICE推進課・北海道開発局建設産業課		
後援	北海道運輸局		
対象	道内で営業する住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者(定員200名)		
	<p>①講演 『お～い。泊まってけ!』 前田将克さん(仁木町民泊事業者・仁木町地域おこし協力隊)</p> <p>②講義 『民泊における防犯対策』(道警本部) 『消防法令上の取扱いと火災予防のアドバイス』(札幌市消防局) 『住宅宿泊事業法の運用について』(北海道・札幌市・北海道開発局)</p>		
	<p>&lt;参考:民泊の届出件数(H31年4月15日現在)&gt; 届出受理件数(全道)2,269件(札幌市分1,832件/道分437件)</p>		
報道(取材)に 当たって のお願い	◎事業者の皆様方に、講習会参加を呼びかけております。 積極的な報道に、ご協力をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付(場所)		
担当 (連絡先)	経済部観光局(民泊グループ主幹 古井玉美、主査 大森賢司) TEL 011-231-4111(代表)26-595(内線)		

---

## 住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者向け講習会

### ～道内民泊の安全・安心の確保に向けて～

---

民泊は、増加する観光客に対応する宿泊施設の確保だけでなく、地域の暮らしや文化、住民とのふれ合いなど、多様な観光ニーズに応える新たな受け皿としても期待されています。

本年度内では、ラグビーワールドカップ2019、G20観光大臣会合など、大規模なスポーツ大会や国際会議の開催が予定されており、国内外からの観光客のさらなる増加が予想される場所です。

このようなことから、道内民泊事業者等のさらなるレベルアップ、ひいては住民・利用者の安全・安心の確保を図るため、北海道・札幌市・北海道開発局では、関係機関と連携し、住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者を対象とした講習会を開催します。

#### ☆日 時☆

令和元年(2019年)5月21日(火曜日)13時～16時(受付は12時30分からです。)

#### ☆対象者☆

道内で営業する住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の皆様

#### ☆会 場☆

札幌市中央区北2条西7丁目 『かでの2・7 4階 大会議室』

#### ☆申込み期限及び申込先☆

**参加費は無料です。**

令和元年(2019年)5月15日(水)までにFAXで申し込んでください。

◎住宅宿泊事業者の方は、

北海道経済部観光局民泊グループ FAX:011-232-4120

◎住宅宿泊管理業の方は、

北海道開発局事業振興部建設産業課 FAX:011-738-0235

申込先着順で定員(200名)になり次第締め切らせて頂きます。

(受付を完了した旨のご連絡はいたしませんのでご了承願います。)

#### ☆主 催☆

北海道・札幌市・北海道開発局

#### ☆後 援☆

北海道運輸局

※お問合せ先※北海道 経済部 観光局 民泊グループ ☎011-206-6596

## ☆内 容☆

### ◎講 演◎『お〜い。泊まってけ!』 前田 将克さん

---

※前田 将克さん※

兵庫県のご出身。1年6ヶ月かけてランニングにて日本一周を完走したときの思いから、仁木町への移住を決断。2017年から仁木町地域おこし協力隊員として、仁木産オーガニックワインや高級ミニトマトを使ったご当地バーガーの開発や、ピクニックのようにマラソンを楽しむイベント“マラニック”の企画運営などに尽力する一方、仁木町銀山で、自ら空き家を改修し、民泊を経営。

---

### ◎講 義◎

---

#### (1)「民泊における防犯対策」

北海道警察本部生活安全部生活経済課 経済・環境第一係長 村瀬寛之

---

#### (2)『消防法令上の取扱いと火災予防のアドバイス』

札幌市消防局予防部査察規制課 査察係長 森英毅

---

#### (3)『住宅宿泊事業法の運用について』

北海道経済隆盛観光局・札幌市経済観光局観光・MICE 推進課・北海道開発局事業振興・建設産業課  
主査 大森賢司 調整担当係長 重永恭典 住宅宿泊管理業係長 藤可和久

・宿泊者の衛生確保（5条）・宿泊者の安全の確保（6条）・外国語を用いた案内等（7条）

---

・宿泊者名簿の備え付け（8条）・騒音防止等の注意事項説明（9条）・苦情等の処理（10条）

---

・管理業務の委託（11条）・仲介業者への委託（12条）・標識の掲示（13条）

---

・定期報告（14条）管理業務の実施（36条）

---